

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について 【長寿介護課回答】

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 みよし市介護保険条例第10条第1項及びみよし市介護保険条例施行規則第19条において減免制度を定めております。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 みよし市介護保険条例施行規則第11条及び第16条において減免制度を定めております。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討していきます。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行って下さい。

【回答】 本市における介護保険利用の相談窓口は、市内3か所にある地域包括支援センターと市役所の長寿介護課にそれぞれ窓口があります。

長寿介護課の窓口には、2人の専門職(保健師、社会福祉士)を配置しています。また、各地区の地域包括支援センターにもそれぞれ専門職を配置しています。

きたよし地区地域包括支援センターは、保健師が1人、社会福祉士が1人、主任介護支援専門員が2人、介護福祉士が1人、看護師が1人、栄養士が1人の計6人です。

なかよし地区地域包括支援センターは、保健師が1人、社会福祉士が2人、主任介護支援専門員が1人、介護支援専門員が2人の計6人です。

みなよし地区地域包括支援センターは、保健師が2人、社会福祉士が1人、主任介護支援専門員が1人、看護師が1人の計5人です。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】 待機者解消のため、本市においては第7期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画に基づいて、入所定員 29 人以下の地域密着型特別養護老人ホームの整備を計画しております。本年度9月から整備事業者の公募を始めています。なお、この施設の開設時期を平成 33 年4月までとする条件にしております。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【回答】 現在、本市は介護3以上の待機者が多数います。透明性及び公平性を確保するため、要介護1及び要介護2の入所希望者については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみに限定しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】 本市は認定期間を2年と定めていますが、利用者の状態等の変化に応じて、適宜、利用者の状況にあったサービス提供ができる体制をとっています。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【回答】 サービス提供に必要な予算については、確保してまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】 サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成の予定はありません。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】 住宅改修における受領委任払い制度については、平成 26 年度から実施しています。
なお、福祉用具購入費、高額介護サービスともに受領委任払いを実施する予定はありません。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】 本市においては、要支援2以上の人を障害者控除の対象としています。
引き続き、現行の基準で実施してまいります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

★【回答】 当該年度において要支援2以上の認定がされた人全員に対して、介護認定の結果通知に同封し送付しています。

2. 国保の改善について【保険年金課回答】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】

国民健康保険につきましては、近年の被保険者数の減少に伴い、保険税収入も年々、減少しています。

また、今年度から国保事業が県単位化され、県が県内市町村から納付金を集め、国保財政を一括管理することになりました。県は、各市町村の納付金額を決定するにあたり、納付金を支払えるだけの保険税を確保できる目安として、標準保険税率を示しますが、それは、本市の税率と比べかなり高い税率となっています。

愛知県が昨年度策定した愛知県国民健康保険運営方針では、「法定外繰入れをしている赤字市町村は、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」としています。

これらのことから、一般会計からの法定外繰入額を増やし、保険税を引き下げることや減免制度を拡充することは難しいと考えています。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】

均等割は収入に応じて賦課するものではなく、医療給付の受益対象となる加入者に公

平に賦課されるものでありますので、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、このことから一般会計による減免の実施は考えていません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

現在、資格証明書の発行は行っていません。保険税を分納している世帯については、今後も納税相談の機会の確保を図るために、短期保険証を交付しています。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】

該当する方の納税については、市の窓口等で、個々に生活実態や就労状況などの聞き取りを行いながら、相談に応じています。短期保険証は、分納相談の機会を確保するため、期限を3か月もしくは6か月としていますが、分納状況によっては、短期保険証を解除することもあります。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、対象を現行の基準から変更する考えはありません。

また、対象者が限られるため、特に積極的な制度の周知は行っていませんが、対象者には、個別に相談に応じます。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【回答】

申請をしていない被保険者に、再通知を行うことにより、申請漏れが生じないように努めてまいります。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【納税課回答】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押禁止財産の差押は、行っていません。

納税相談で生活状況を十分確認し、分割納付などの相談に応じています。また、財産調査等により担税資力を把握したうえで、状況に応じて執行停止をする場合もあります。

4. 生活保護について【福祉課回答】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

申請の相談があった際には、制度の説明を行い、納得した上で申請するようお伝えしていますが、申請書を渡さない等申請を阻むようなことは行っておりません。生活保護が必要と判断された人に対しては早急な支給を心がけております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】

現在正規職員は、ケースワーカー2名、スーパーバイザー1名を配置しております。また、毎年新任職員研修や、自立支援に関わる研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、被保護者への支援の充実に努めています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

【回答】

行政側のミスにより返還金が発生した場合は、納得した上で返還してもらえるよう説明を行っています。返還方法についても、分割支払を提案し無理なく計画的に返還できるよう相談を行っています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】

利用者の資産調査にあたっては、主旨や内容を説明し同意して頂いた上で調査を行っています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【回答】

外国人向けに英語、タガログ語、中国語、ハンゲル語、ポルトガル語のパンフレットを用意しています。ホームページへの掲載は行っていません。

5. 福祉医療制度について 【保険年金課①②③回答】

【福祉課④回答】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

子ども医療について、入院時の医療費が多額になるなど、保護者の経済的負担が大きくなることから、18歳までの入院費に限り、平成31年度から自己負担分を無料化できる

よう取り組んでいきます。

その他の福祉医療制度については、現在の制度を継続していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】現在、本市の子ども医療費無料制度は、15歳の年度末までの入院、通院について、現物給付としています。

平成31年度から18歳までの入院費に限り、医療費を無料化できるよう取組む中で、給付方法についても検討してまいります。

なお、入院時食事療養の標準負担額の助成については、現在、考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】本市では、1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方につきましては、全疾病を対象とした医療費助成を実施しています。

- ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【回答】市で把握している難病患者というのは、難病見舞金支払い対象者、つまりみよし市に一年以上住所を有している方で、保健所にて指定難病患者と認定された方、又は人工透析を受けている方となります。こういった方が、窓口にいらした際は、市役所でできる手続きに関しては全てご案内していますが、保健所が市役所へ行くように案内しているかは定かでないので、今後は保健所の窓口でも市役所へ行くよう案内してもらえよう、保健所をお願いしてみます。

6. 子育て支援について【子育て支援課(1)①②④ (3)回答】

【学校教育課(1)③ (2)回答】

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】平成30年度に「子どもの生活状況調査」として、子どもの生活状況及びニーズに関するアンケート調査を実施する予定です。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定は、予定していません。

自立支援給付金事業は実施しています。

日常生活支援事業は、現在実施していません。今後は、ニーズに応じて対応を検討していきます。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

★【回答】就学援助制度については、近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしています。年度途中の申請についても学校を通じて常時受付を行っています。新入学児童生徒学用品費について、真に困窮している家庭の支援が図れるように、平成31年度入学者分からの措置として、補正予算案を提出しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】平成30年度に実施する「子どもの生活状況調査」により、子どもの生活状況及びニーズを把握し、対応を検討する予定です。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】学校給食法第11条第2項に「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」とあります。学校給食費は、主食・牛乳・おかずを購入する食材料費ですので児童生徒の保護者にご負担していただき給食費を無償する予定はありません。また、減額や多子世帯に対する支援の予定はありません。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】保育施設における人員費については、市独自の補助金を交付しています。

7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課回答】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【回答】

本市では、平成30年3月にみよし市障がい者福祉計画を策定しました。この計画に沿って、グループホームや通所施設の拡充を進めるとともに、障がいのある人が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、体制整備に努めてまいります。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】

移動支援の通園・通学等及び入所施設の入所者の利用については、相談支援専門員が開催する個別支援会議等を経て、その必要性が認められれば、条件付で可としています(平成30年9月1日現在は実績なし)。今後も他市町の動向を見ながら検討していきます。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【回答】

診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間及び入院時の移動支援の利用は、障がい種別(重症心身障がいや強度行動障がい)や病院の体制(総合病院や初めて行く病院)等、相談に応じ、報酬算定の対象として認めることとしています。

また、入院中の支援については、平成30年4月から重度訪問介護が利用できることとなりましたが、重度訪問介護の対象にならない者については、個別の事例の状況に応じた対応ができるよう、検討してまいります。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

障がい福祉サービス等の利用料負担については、障がい者(成人)に対しては本人所得、障がい児に対しては保護者の所得に応じて負担上限月額が設定されており、制度上、かなりの負担軽減策が講じられているためか、近年では市民からの不満の声も聞かれません。また、児童発達支援センター(豊田市こども発達センター)と児童発達支援事業(よつば)の給食費は市が負担し、無償となっています。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【回答】

本市においては、障がい福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者になったときは、福祉課職員、みよし市障がい者相談支援事業所、みよし市地域包括支援センター等での打合せを行ない、本人の意向に沿った生活をできる限り送ってもらえるよう、障がい福祉サービスの支給決定を配慮しています。

65歳に到達した障がい福祉サービス利用者には、市が委託している障がい者相談支援事業所の相談支援専門員がサービス利用意向調査を実施し、介護保険に移行する必要がある者には、制度の説明を行って理解を求めながら対応し、障がい福祉サービスを利用する必要がある者に関しては、継続して利用していただいています。

2018年4月から開始された高齢障害者の利用者負担軽減制度については、今後周知に努め、対象者には個別に申請手続きを案内する他、介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスの説明をする等対応してまいります。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

障害者総合支援法はじめ国の基準に基づき実施していきます。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【回答】

居宅介護職の社会的理解を広めるための福祉教育は、社会福祉協議会や市内障がい福祉事業所の実施する福祉実践教室で進めていると聞いており、企画や物品の貸出し等で協力しています。また、報酬単価の引き上げについては、他市町の動向を見ながら、国への要望や補助を検討します。

8. 予防接種について【健康推進課回答】

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】流行性耳下腺炎の任意予防接種については、既往症のない1歳から小学校就学前の子どもを対象に、2,000円の助成を1回実施しています。

ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、生後6週から24週までの子どもを対象としたロタリックスの場合は1回あたり4,500円の助成を2回、生後6週から32週までの子どもを対象としたロタテックの場合は1回あたり3,000円の助成を3回実施しています。

インフルエンザワクチンの任意予防接種については、感染症の発生やまん延を予防するものではないという観点から、助成の実施は考えていません。

麻しんの任意予防接種については、平成30年9月から抗体検査とワクチン接種に対し、それぞれ1回助成を実施しています。(助成額:抗体検査2,650円、麻しんワクチン3,000円、麻しん風しん混合ワクチン5,000円)

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については2,000円とし、生活保護受給者は無料としていますが、現在のところ引き下げは考えていません。

任意予防接種事業については、平成27年度から実施している定期予防接種の機会を逃した人を救済する目的で4年間実施してきました。これらの対象者が全員70歳以上となる次年度以降の継続実施は考えていません。

「ワクチンを1回でも接種した人は接種対象者から除外する」という国の実施要領に準じているため、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることは考えていません。

9. 健診・検診について【健康推進課回答】

- ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】産婦健診については、産後8週以内の産婦を対象に1回助成を実施しています。2回への拡充については、近隣市町の動向を注視しながら検討していきます。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦・産婦共にそれぞれ1回無料歯科健診を実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士の配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議をしながら検討していきます。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書【議事課回答】

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

2. 愛知県に対する意見書・要望書【議事課回答】

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】

議会で議決されれば意見書・要望書を提出します。

以上